

[事案 24-133] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 12 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人に意思能力がなかったことを理由に、契約または解約された契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年以降、申立人は、3 契約を締結し、11 契約を解約しているが、申立人は、平成 14 年から認知症になり意思能力がなかったと考えているので、前記の合計 14 契約を無効とし既払保険料を返還してほしい(成年後見人が代理人として申立て)。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人から提出された主治医の意見書等によると、認知症と診断されたのは平成 16 年 3 月であり、平成 14 年から意思判断能力がないと認めることはできない。
- (2) 解約についても、平成 16 年 3 月以前のものについては、意思判断能力に問題はなかったものと推認している。
- (3) 解約された契約のうち 4 契約は平成 17 年 1 月と平成 18 年 7 月に解約されているが、現状では、解約する意思判断能力がなかったことを認めることはできない。特に、平成 18 年 7 月の解約については、当社職員が手続に訪問し、申立人の会社の社員と名乗る男性の立会いの下、申立人本人から意思判断能力を確認したうえで解約請求書に自署押印いただき解約処理している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等にもとづき審理したが、本件の主たる争点は、平成 14 年以降、申立人が認知症により意思能力がないことが認められるか否かであるが、その点を判断するためには、主治医に対する証人尋問や当時の医療記録等に基づく鑑定を行うことにより意思能力の有無を判断しなければならない。しかし裁定審査会は裁判外紛争解決機関であり、主治医に対する証人尋問や鑑定人による鑑定等の厳密な証拠調べ手続きを有しないため、本件を適正に判断するためには裁判手続きによることが妥当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。